

平成 29 年 3 月 1 日
宮 城 労 働 局

仙台公共職業安定所大和出張所における文書の誤送付について

宮城労働局（局長 尾形強嗣）は、仙台公共職業安定所大和出張所（所長 雫石孝志。以下「大和所」という。）における個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じることとしましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

大和所において、職業訓練受講者 A さん（以下「A さん」という。）に職業訓練給付に係る通知書（以下「通知書」という。）を送付する際、誤って職業訓練受講者 B さん（以下「B さん」という。）の職業訓練給付に係る書類（以下「訓練給付書類」という。）を添付し、送付するという事案が発生した。

誤送付した訓練給付書類には、B さんの支給番号、氏名（カタカナ）、1 ヶ月分の手当の支給内容（支給日数・手当の種類・金額）が記載されていた。

※通知書と訓練給付書類は、公共職業安定所から公共職業訓練の実施主体へ送付され、更に実施主体の委託先である訓練実施施設を経由して、訓練受講者に交付される。

2 事実経過等

- （1）平成 29 年 2 月 14 日、大和所から実施主体 C に対して、A さん及び B さんを含む 5 名分の通知書と訓練給付書類を各職業訓練受講者ごとにホッチキス止めし郵送した。
- （2）同月 21 日、訓練実施施設の担当者から大和所に「実施主体 C から届いた A さんの通知書に B さんの訓練給付書類が添付されていた」という旨の連絡があり、この時点で誤送付が判明した。
- （3）同日、大和所の幹部が B さんに電話連絡し、経過説明と謝罪のため訪問を申し出たが、訪問は不要であるとの回答があり電話により経過説明と謝罪を行ったところ了承を得た。
- （4）同日、大和所の幹部職員が訓練実施施設に出向いて施設担当者に謝罪の上、誤送付された訓練給付書類を回収した。

また、訓練実施施設において、A さんと面談し正しい通知書を交付のうえ、経過説明及び謝罪をしたところ、了承を得た。

3 発生原因

職業訓練受講者5名分の通知書と訓練給付書類を、受講者ごとに確認しながらホッチキスを止めをしたが、各書類の突合確認が不十分であったため、ホッチキス止めの誤りに気がつかなかったこと。

また、郵送時において送付担当者がダブルチェックをする際に通知書の氏名と封筒に記載されている内容は確認したが、2枚目の訓練給付書類の確認はしておらず、ダブルチェックが適正になされていなかった。

4 再発防止対策

(1) 大和所においては、平成29年2月21日、緊急職員会議を開催し、所長から本事案の概要と問題の所在について具体的に説明し、二度と漏えい事案を発生させないよう意識啓発を行い、今後の再発防止の徹底を図った。

また、個人情報を取り扱う際の運用として、①～③を確実に実施することとした。

①データ入力や各書類の突合確認は、担当者が一つずつ確実にを行うことを徹底する。

② 個人情報を含む書類等を郵送する場合、担当者は内容物すべての宛名等を必ず一つずつ確認しながら封入する。

③ ダブルチェックを行う際、内容物の一つ一つについて送付する先に合致したものか出張所長自ら定期的に確認し、状況を職業安定部に報告する。

(2) 宮城労働局においては、職業安定部長から各公共職業安定所長及び出張所長に対し、本事案の概要、発生原因及び再発防止策を周知し、個人情報漏えいの再発防止に向けて、業務手順の徹底等を内容とする文書を発出する予定である。

また、3月上旬に開催予定の公共職業安定所長会議において、当該事案概要、事実経過及び発生原因を説明し個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底と定められた業務手順等が確実に履行されるよう各所属長に対して指示する予定である。

「担当」

宮城労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 竹村 慶一

電話022-299-8061